

# お知らせ information

## ご案内

### 皆さんの声を県政に！

「県政に対する」提案をお寄せください。

県では、県民の皆さんからの提案を今後の県の事業に生かすための「県民提案」を実施しています。実施してほしい内容を簡潔にまとめて、県庁県民広聴室へお寄せください。

県庁のウェブサイトや電子メールのほか、手紙、はがき、ファックスでも提案することができます。（必ず書面で提出してください。）

提案していただいた内容については、担当部局が検討し、提案を受理した日からおおむね2週間程度で提

案者へ回答します。

### 提案の提出先

県庁県民広聴室

〒960-08670

福島市杉妻町2-16

FA X 024-521-7934

Eメール

koucho@pref.fukushima.

lg.jp

ウェブサイト



県庁県民広聴室

024-521-7013

## お願い

### 住宅用火災警報器の点検をしましょう

11月9日から15日までは秋の全国火災予防週間です！



住宅用火災警報器は、古くなるとセンサーなどの寿命により交換が必要となります。経年劣化した警報器は火災を感じなくなるこ

とがあるため、とても危険です。空気が乾燥し火災が多くなる時期です。火災を感じできなくなる前に10年を目安に交換しましょう。

設置時期を調べるには、設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい警報機を購入した際は、本体の側面などに交換時期がわかるように「設置年月」を記入しましょう。

### 【点検とお手入れ】

1 住宅用火災警報器が汚れていたら

ホコリが付くと火災を感じにくくなります。最低限1年に1回は乾いた布でふきましょう。

2 定期的に作動点検をしましょう

本体についているひもを引いたりボタンを押したりして、最低限1年に1回は作動点検をしましょう。

### ○正常な場合

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音がなります。

### ○音がならない場合

電池がきちんとセットされているか確認してください。それでもならない場合は「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

### 3 取り替えのサイン

電池が切れそうになれば、音や光で知らせる機能を有しています。多くの住宅用火災警報器は電池寿命が10年（通常の使用状態）となっており、本体交換のサインにもなりますので、忘れないで交換しましょう。

※お手入れや作動確認は高所での作業となり、転倒や転落の危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。

### 郡山地方広域消防組合からのお願い

「家庭にも消火器を設置しましょう」

万が一に備えて、家庭にも消火器を設置しましょう。消火器は火災発生直後の

初期消火に大変有効です。消火器の利用により被害が小さく済んだ事例がたくさんあります。



「消防車両の緊急走行にご協力をお願いします」

消防車両がサイレンを鳴らして接近してきた場合のご協力をお願いします。

### 【交差点付近では】

交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止し、進路を譲ってください。

一方通行の道路で左によると進路妨害になる場合は、道路の右側に寄ってください。

### 【交差点以外の場所では】

道路の左側に寄って進路を譲ってください。

郡山地方広域消防組合消防本部防課

024-023-8173

町民生活課

72-6933